（第５条関係）130以下

収　入

印　紙

工事請負契約書

１　工事名 　　　　　　　　　　　　　工事

２　工事場所 笠岡市　　　　　　　地内

３　工事内容 別紙設計書のとおり

４　工期 着手 令和　　年　　月　　日

 完成 令和　　年　　月　　日

５　請負代金額 金　　　　　　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金　　　　　　円

６　契約保証金 免　除

７　建設発生土の搬出先　　　　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

８　解体工事に要する費用等　　　　別添のとおり

上記の工事について，笠岡市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは，各々の対等な立場における合意に基づいて，裏面の条項によって公正な請負契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書２通を作成し，当事者記名押印の上，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者 岡山県笠岡市中央町１番地の１

 笠岡市

 笠岡市長　　栗　尾　典　子

受　注　者 住所又は所在地

 商号又は名称

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（総則）

第１条　発注者及び受注者は，この契約書に基づき，設計図書（設計書，別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　この契約書に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

（工程表）

第３条　削除

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第４条　受注者は，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

（監督員）

第５条　発注者は，監督員を置いたときは，その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

（現場代理人及び主任技術者）

第６条　受注者は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し，設計図書に定めるところにより，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第１項に規定する主任技術者をいう。）

２　現場代理人及び主任技術者は，これを兼ねることができる。

（設計図書の変更）

第７条　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第８条　受注者は，天候の不良，関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。発注者は，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第９条　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者又は受注者は，請負代金額の変更を請求することができる。

２　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレ－ション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，発注者又は受注者は，前項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。

３　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者及び受注者が協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

４　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が第１項又は第２項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（一般的損害）

第10条　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第12条第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第11条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，発注者がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は，協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第12条　工事目的物の引渡し前に，暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象で発注者及び受注者双方の責めに帰すことができないものにより，工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　前項の損害額は，発注者及び受注者が協議して定める。

（検査及び引渡し）

第13条　受注者は，工事を完成したときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，工事の完成を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　工事目的物の所有権は，前項の規定による検査に合格した時をもって，発注者に移転するものとし，移転と同時に発注者に当該物件の引渡しがあったものとみなす。

（請負代金の支払）

第14条　受注者は，前条第２項の検査に合格したときは，請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第15条　発注者は，引き渡された工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注者に対し，当該工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，その履行の追完に過分の費用を要するときは，発注者は履行の追完を請求することができない。

２ 前項本文の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし，次のいずれかに該当する場合は，催告をすることなく，直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定

の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合

において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか，発注者がこの項の規定による催告をして

も第１項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかで

あるとき。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第16条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては，発注者は，損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は，請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年2.5パ－セントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により，第14条第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第17条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない

とき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成す

る見込みが明らかにないと認められるとき。

　(3) 第６条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目

的を達することができないと認められるとき。

(5) この契約により，暴力団の活動を助長し，又は運営に寄与した場合

２　前項の規定により契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第18条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

２　前項の規定による追徴をする場合には，発注者は，受注者から追徴をする額につき，遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第19条　この契約の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争を生じた場合には，発注者及び受注者は，建設業法による岡山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（仲裁）

第20条　発注者及び受注者は，その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，同条の規定にかかわらず，仲裁合意書に基づき，審査会の仲裁に付し，その仲裁判断に服する。

（補則）

第21条　この契約に定めのない事項については，笠岡市契約規則（平成19年笠岡市規則第11号）及び笠岡市建設工事執行規則（平成元年笠岡市規則第１号）の定めるところにより，同規則にも定めのない事項については，必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。